

第11回定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく）
（書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

連結持分変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

（2024年3月1日から2025年2月28日まで）

株式会社ベイカレント

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2015年9月18日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図るために、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。なお、この方針は適宜改定を行っております。

当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社グループの取締役及び使用人は、取締役会で定められた「職務権限規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、その職務を執行し、法令、定款その他の社内規程及び社会規範等を遵守する体制の構築を推進するとともに、管理本部は必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して研修会を行う。
 - ・当社グループの取締役及び使用人は、取締役会で定められた「内部通報規程」に基づき、窓口として社外弁護士事務所を内部通報窓口とする体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。法令、定款等違反の行為が発見された場合には、管理部が社外弁護士事務所と連携し、速やかに事実関係を調査し、取締役会に報告のうえ、社外弁護士その他の外部専門家とも協力しながら対応に努める。
 - ・内部監査室は、内部監査を実施し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行に関し、法令、定款その他の社内規程及び社会規範等との適合状況を調査する。
 - ・当社は、代表取締役社長を委員長とする諮問機関として、代表取締役社長及び社外取締役の3名以上で構成され、過半数を社外取締役とする指名報酬委員会を設置し、取締役等が受ける報酬等の内容及びその決定方針、取締役候補者等の指名方針等について経営の透明性を確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社グループの取締役及び使用人は、「文書管理規程」に基づき、その職務執行に係る重要な情報を文書若しくは電磁的媒体に記録、保存し、監査等委員会等からの閲覧要請に常時備える。なお、上記情報の保存期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書管理規程」で各文書の種類ごとに定めるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する体制

- ・当社グループの取締役及び使用人は、取締役会で定められた「リスク管理規程」に基づき、リスクを種類別に分け、コンプライアンス推進委員会を設置し継続的に管理することにより損失の最小化に努める。
- ・コンプライアンス推進委員会は、四半期に1回の定例開催の他、必要に応じ臨時開催する。
- ・コンプライアンス推進委員会は、必要に応じて当社グループの各本部にリスクの洗出しや、各本部におけるリスク管理に関する対応状況の報告を指示することなどによりリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- ・当社グループは、管理部をリスク管理担当部門とし、牽制機能として二次リスク管理を行い、コンプライアンス推進委員会が組織横断的・総合的なリスク管理を推進する体制とする。
- ・当社グループは、経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項について、各種会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告し、必要に応じて、適切な対応を行う。
- ・当社グループは、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、コンプライアンス推進委員会を臨時開催し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- ・当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時にも開催し、機動的かつ迅速な意思決定を行う。
- ・当社グループは、職務執行について、「職務権限規程」に責任者及びその責任、権限を定め、当該定められたルールに従って取締役に職務を執行させるとともに、内部監査を通じて取締役の職務執行状況を把握し、その妥当性・有効性を検証する。
- ・取締役は、「予算管理規程」に基づき、中期経営計画の策定及び四半期業績管理を行い、取締役のほか本部長等で構成される会議及び取締役会におけるレビュー、改善策の実施等により、取締役の職務の効率性を確保する。
- ・当社グループの取締役は、職務執行状況について、適宜、取締役会に報告する。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社グループは、適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図る。

- ・ 監査等委員会は、当社グループの財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、毎期財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、不備等があれば必要な是正を行うよう指示するとともに、その内容を当社代表取締役社長に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、取締役会は、必要な人数及び求められる資質、能力について監査等委員会と協議を行い、監査等委員会の同意を得たうえで適切な補助使用人を指名する。
 - ・ 補助使用人は監査等委員会の指揮命令に従い、その業務を行う。また、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては、監査等委員会と協議を行い、監査等委員会の同意を得たうえで実施する。
 - ・ 補助使用人としての職務執行を理由として、補助使用人を不利に取り扱わず、補助使用人としての独立性を確保することにより、監査等委員会による監査等委員会の職務補助に係る指示の実効性を確保する。
- ⑦ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令に定められた事項のほか、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他の事項に関する報告を行う。
 - ・ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に対して著しい損害を及ぼす可能性のある事実、内部監査に関する重要事項、重大な法令、定款等違反、その他取締役及び使用人が重要と判断する事実を発見した場合には、速やかに監査等委員会に直接報告することができる。
 - ・ 当社グループは、監査等委員会に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し不利な取扱いを行わない。
 - ・ 当社グループは、重要な決裁書類について、監査等委員会の閲覧に供する。

- ⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、必要と認める重要な会議において、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について、これを把握し、適切な意見を述べることができるよう、その機会を確保する。
 - ・ 監査等委員会は、随時経理システム等当社グループの社内情報システムの情報を閲覧することができる。
 - ・ 監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、代表取締役社長との意見交換を随時行う。
 - ・ 監査等委員会は、月1回定時に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時にも開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を随時行う。
 - ・ 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体について、当社が定める「反社会的勢力対応の基本方針」に則り、取引等一切の関係を遮断するとともに外部の専門家と緊密に連携を取りながら組織全体として毅然とした態度で対応していく。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行の効率性の確保のための取り組み

当社は、取締役会設置会社であり、取締役会は、取締役9名（うち、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名、監査等委員である社外取締役4名）で構成され、業務執行の最高意思決定機関であり、法令や定款に則り、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

② 内部監査の実効性の確保のための取り組み

内部監査につきましては、代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。

内部監査については、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画書に基づき、経営活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況について、合法性と合理性の観点から検討・評価しております。内部監査結果については、内部監査報告書として取りまとめ、代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。さらに、内部監査の過程で改善を要する事項が検出された場合には、助言・提案を行うとともに、被監査部門による改善状況をフォローアップ監査により確認しております。

③ 監査等委員会による監査の実効性の確保のための取り組み

監査等委員会による監査につきましては、監査等委員会にて決定された、監査の方針、方法及び実施計画等に基づき、各監査等委員である取締役が監査業務を分担して実施し、監査等委員会において情報共有を行っております。

なお、内部監査室、監査等委員会及び会計監査人は相互に緊密な連携を取り、それぞれの監査に必要な情報の共有を図っております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元を経営の重要課題と考え、配当と自己株式の取得を含めた総還元性向の目安をIFRSベースで40%とし、その内の配当性向についてはIFRSベースで20%～30%を目安といたします。配当及び自己株式の取得は、日本基準における分配可能額の範囲を目途にして、通期業績、財務体質の強化、内部留保の充実等を総合的に勘案したうえで継続的に実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本的な方針としております。剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項につきましては、当社定款第40条に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができますとしております。

上記の配当方針に基づき、期末配当につきましては、1株当たり配当金を37円とすることになりました。これにより年間配当金は、すでに実施しております1株当たり25円の間配当金と合わせ、1株につき62円となります。

連結持分変動計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				資本合計
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	
当 期 首 残 高	282	8,190	△5,834	71,489	74,127
当 期 利 益	—	—	—	30,760	30,760
そ の 他 の 包 括 利 益	—	—	—	—	—
当 期 包 括 利 益 合 計	—	—	—	30,760	30,760
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△3,600	—	△3,600
自 己 株 式 の 処 分	—	△860	860	—	—
配 当 金	—	—	—	△7,621	△7,621
株 式 報 酬 費 用	—	739	—	—	739
連 結 範 囲 の 変 動	—	—	—	△4	△4
所 有 者 と の 取 引 額 等 合 計	—	△121	△2,740	△7,625	△10,486
当 期 末 残 高	282	8,069	△8,574	94,624	94,401

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成しております。

なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社ベイカレント・コンサルティング

株式会社ベイカレント・テクノロジー

株式会社ベイカレント・コンサルティング及び株式会社ベイカレント・テクノロジーの2社は、2024年9月1日付けで、当社のコンサルティング事業及びITサービス事業を吸収分割により承継したことに伴い、当連結会計年度より連結子会社となり、連結範囲に含めております。

(3) 重要性がある会計方針

(金融商品)

① 金融資産

イ. 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

全ての金融資産は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をとともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される金融資産について、損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを当初認識時に指定し、当該指定を継続的に適用しております。

ロ. 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

a. 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

b. 公正価値により測定される金融資産

公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は損益として認識しております。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。

ハ. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

ニ. 金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権等については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かは、金融資産が当初認識以降に債務不履行となるリスクの変化の有無に基づいて判断しています。債務不履行となるリスクの変化の有無を評価するにあたっては、以下を考慮しています。

- ・取引先の業績の悪化等による財政困難
- ・債権の著しい回収遅延
- ・外部信用機関による格付の著しい引下げ

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・顧客の経営成績の悪化による内部信用格付の格下げ
- ・期日経過情報
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

いずれの金融資産においても、その全部又は一部について回収ができない、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行と判断し、信用減損金融資産として取り扱っています。また、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合は、当該金額を金融資産の帳簿価額から直接減額(直接償却)しております。

② 金融負債

イ. 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、損益を通じて公正価値で測定される金融負債と償却原価で測定される金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

全ての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

ロ. 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

a. 損益を通じて公正価値で測定される金融負債

損益を通じて公正価値で測定される金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の損益として認識しております。

b. 償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の損益として認識しております。

ハ. 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産及び金融負債の相殺表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を現在有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

④ 金融商品の公正価値

公正価値は、その価格が直接観察可能であるか、他の評価技法を用いて見積られるかにかかわらず、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格であります。当社グループは、資産又は負債の公正価値の見積りに関して、市場参加者が測定日において当該資産又は負債の価格付けにその特徴を考慮に入れる場合には、その特徴を考慮しております。

連結財務諸表における測定及び開示目的での公正価値は、IFRS第2号「株式に基づく報酬」の公正価値、IAS第2号「棚卸資産」の正味実現可能価額、及びIAS第36号「資産の減損」の使用価値のような公正価値と何らかの類似性はあるが公正価値ではない測定を除き、上記のように決定されています。

公正価値で測定される金融商品は、様々な評価技法やインプットを使用して算定しております。公正価値の測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて算定した公正価値を以下の3つのレベルに分類しております。

- ・レベル1：企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における無調整の相場価格
- ・レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なインプットを使用して算出された公正価値
- ・レベル3：資産又は負債に関する観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

(棚卸資産)

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額及び販売に要するコストの見積額を控除した額であります。取得原価は、主として個別法に基づいて算定されており、現在の場所及び状態に至るまでに要した全てのコストを含んでおります。

(有形固定資産)

有形固定資産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び附属設備 3～15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(のれん及び無形資産)

① のれん

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値の純額を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストについては、以下の注記「(3) 重要性がある会計方針 (非金融資産の減損)」をご参照ください。

のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

② 無形資産

無形資産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(リース)

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。

リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定のコストに、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料及び該当する場合にはリース負債の見直し又はリースの条件変更を反映する金額で事後測定しております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は、連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(非金融資産の減損)

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に当該差額を損益として認識します。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

のれんに関連する減損損失は戻入れしません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れます。

(引当金)

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

資産除去債務

資産除去債務には、当社グループが賃借している本社設備に対する原状回復義務に備え、将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これら費用は、使用見込期間経過後に支払われると見込んでおりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

(株式に基づく報酬)

譲渡制限付株式報酬制度

譲渡制限付株式報酬は、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想される株式数を考慮したうえで、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与された譲渡制限付株式の公正価値は、当社取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値であります。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(従業員給付)

① 退職後給付

当社グループは、退職後給付制度として確定拠出制度を採用しております。確定拠出制度については、確定拠出制度に支払うべき額を、従業員から関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与及び有給休暇費用については、当社グループ従業員から過去に提供された労働の対価として支払う法的若しくは推定的な債務を負っており、信頼のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(収益)

① 売上収益

当社グループは、IFRS第9号に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下の5ステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループにおける主なサービスの提供に関する収益認識の方針は以下のとおりであります。

・顧客に対する役務の提供（一定の期間）

役務の提供による収益は、顧客との契約に基づく期間にわたり役務を提供する義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたる役務の経過によって、充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に向けての進捗度を合理的に測定できない場合には、役務に係る原価のうち回収可能と認められる範囲内で収益を認識しております。当該履行義務は、契約に定められた期間において顧客に役務を提供することによって充足されるため、収益は、原則として契約期間に応じて期間均等額、又は当該契約等に定められた金額で計上しております。なお、これらの支払は、契約に基づく期間における役務提供が完了した時点から概ね３ヶ月以内に支払を受けております。

・顧客に対する成果物の提供（一時点）

顧客に引き渡した成果物による収益は、成果物の支配が顧客に移転し、成果物を顧客が検収した時点で、顧客に成果物の法的所有権、物理的占有、成果物の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転することで、成果物に対する対価として支払を受ける権利を有するため、その時点で収益を認識しております。当該履行義務は、契約等に定められた金額に基づく成果物を顧客に提供するものであり、収益は、顧客が成果物を検収した時点で計上しております。なお、これらの支払は、顧客が成果物を検収した日の属する月から概ね３ヶ月以内に支払を受けております。

・ソフトウェア開発契約によるソフトウェアの提供（一定の期間）

ソフトウェア開発契約から得られる収益は、ソフトウェアの完成までに要する原価及びソフトウェア開発契約の進捗度合を合理的に見積ることができ、かつ、契約に関連した経済的便益が当社グループに流入する可能性が高い場合には、進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度を合理的に測定できない場合には、ソフトウェア原価のうち回収可能と認められる範囲内でソフトウェア開発契約に係る収益を認識しております。当該履行義務は、契約等に定められた金額に基づくソフトウェアを顧客に提供するものであり、収益は、原則として進捗度に応じて計上しております。なお、これらの支払は、顧客がソフトウェアを検収した日の属する月から概ね３ヶ月以内に支払を受けております。

② 利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

(企業結合)

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社グループが発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値の純額を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として計上しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引コストは、発生時に費用処理しております。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループ

(外貨換算)

外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、損益として認識しております。

(借入コスト)

当社グループは、意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を必要とする資産、つまり、適格資産の取得、建設又は生成に直接起因する借入コストは、その資産が実質的に意図した使用又は販売を可能にするときまで、それらの資産の取得原価に加算しております。

それ以外の借入コストは、発生した会計期間に損益として認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの減損)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん 19,187百万円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんについて、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 重要性がある会計方針」に従って、減損テストを実施しております。

減損テストにおける回収可能価額は、将来キャッシュ・フロー予測に含まれる売上収益成長率や割引率等の仮定に基づいて算定しております。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,573百万円

- (2) 偶発債務
訴訟等

当社は、フューチャー株式会社及びフューチャーアーキテクト株式会社（以下、「原告ら」という。）から、当社及び当社元従業員（原告ら及び当社の元従業員であるため、以下、「当該元従業員A」という。）に対して、2017年8月3日付で不正競争防止法等に基づく損害賠償請求等を求める民事訴訟を提起されました。当社の法律顧問の見解を踏まえたうえで、現時点で当社に対する請求が認められることは考えておりません。したがって、当該訴訟による損害賠償等に関して支払が生じる可能性は低いため、当該引当金は計上しておりません。

なお、訴訟の内容及び請求金額は以下のとおりであります。

- ① 訴訟の内容：不正競争防止法等に基づく差止め等及び損害賠償請求
- ② 請求金額：合計 165百万円及び年5分の遅延損害金
 - i 当該元従業員Aと当社に対し、当該元従業員Aが営業機密を取得したこと等による損害として、当該元従業員Aと当社が連帯して、原告らそれぞれ55百万円及び年5分の遅延損害金。
 - ii 当社に対し、当社が当該元従業員Aを採用したことにより、新たな従業員の雇い入れ、教育費用発生等による損害として、原告らそれぞれ28百万円及び年5分の遅延損害金。

(3) 財務制限条項

当連結会計年度末における長期借入金261百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円については、借入先との金銭消費貸借契約において、単体の財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを確約しております。なお、当事業年度における以下の財務指標値は満たしております。

- ① 各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75%、又は2017年2月期比75%のいずれか高い金額以上に維持すること。
- ② 各事業年度における経常利益を2期連続で損失としないこと。

(4) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく当座貸越契約及び借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約の限度額	2,500百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	2,500百万円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 155,411,410株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 3,353,089株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年4月12日 取締役会	普通株式	3,820	25.00	2024年2月29日	2024年5月29日
2024年10月10日 取締役会	普通株式	3,801	25.00	2024年8月31日	2024年11月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年4月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,626	37.00	2025年2月28日	2025年5月28日

- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

（金融商品の状況に関する事項）

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長と負債と資本の最適化を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループは、借入残高のモニタリングをマネジメントが行っております。

なお、当社グループは、借入金について、資本に関する規制を含む財務制限条項が付されており、当連結会計年度において当該財務制限条項を遵守しております。当社グループが適用を受ける重要な資本規制は、注記「3. 連結財政状態計算書に関する注記 (3) 財務制限条項」をご参照ください。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

なお、当社グループは為替リスク、株式市場リスクを考慮すべき金融商品の保有はなく、これらのリスクには晒されていません。

(3) 信用リスク管理

当社グループは、受注管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。

当社グループの債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対するものであります。

なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有していません。

連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

なお、当社グループにおいて担保及び信用補完となるものは有していません。

当社グループでは売上債権及びその他の債権、及びその他の金融資産（非流動）に区分して、貸倒引当金の金額を算定しております。

売上債権及びその他の債権については、常に全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を計上しております。

その他の金融資産については、信用リスクが当初認識以降、著しく増加している場合は全期間の予想信用損失を個別に見積もって当該金融商品に係る貸倒引当金を計上しておりますが、当報告期間の末日において、信用リスクは著しく増加していないと判断し、12ヶ月の予想信用損失と同額で貸倒引当金を計上しております。

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

(5) 金利リスク管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響します。

当社グループは、金利変動リスクを軽減するため、担当部署による市場動向等のモニタリングを行っております。

（金融商品の公正価値及び公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項）

(1) 金融商品の公正価値

公正価値

各報告期間の末日に公正価値で測定される金融商品の帳簿価額及び公正価値、並びに公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

レベル1：企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における無調整の相場価格

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なインプットを使用して算出された公正価値

レベル3：資産又は負債に関する観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値ヒエラルキー

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識されます。

当連結会計年度において、公正価値レベル 1 とレベル 2 の間の重要な振替は行われておりません。

公正価値で測定されない金融商品

各報告期間の末日に経常的に公正価値で測定されないが、公正価値の開示が要求される金融商品については、当該金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値であるため、記載しておりません。

(2) 金融商品の帳簿価額

① 償却原価で測定される金融商品

各報告期間の末日に償却原価で測定される金融商品の帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
	帳簿価額
資産	
償却原価で測定される金融資産	
売上債権及びその他の債権	22,699
その他の金融資産（流動）	3,000
その他の金融資産（非流動）	2,129
合計	27,828
負債	
償却原価で測定される金融負債	
借入金（流動及び非流動）	1,311
その他の金融負債（流動）	870
合計	2,181

② 損益を通じて公正価値で測定される金融商品

各報告期間の末日に損益を通じて公正価値で測定される金融商品の帳簿価額については、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
	帳簿価額
資産	
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	
現金及び現金同等物	60,552
その他の金融資産（非流動）	105
合計	60,657

③ その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品

各報告期間の末日にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品がないため、記載しておりません。

6. 企業結合等に関する注記

（持株会社体制移行に伴う会社分割）

当社は、会社分割（吸収分割）の方式により、持株会社体制へ移行することとし、2024年4月17日開催の取締役会において、当社100%子会社2社との吸収分割契約締結を承認すること（以下、かかる吸収分割契約に基づく吸収分割を「本吸収分割」といいます。）を決議し、2024年5月28日開催の当社第10回定時株主総会において、持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約が承認可決されました。

当社は、2024年9月1日付で本件吸収分割を実施して持株会社体制へ移行し、商号を株式会社ベイカレントに変更いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業及びその事業内容

① 吸収分割会社

商号：株式会社ベイカレント・コンサルティング

事業内容：コンサルティング事業及びITサービス事業

② 承継会社及び対象となった事業

商号 : 株式会社ベイカレント分割準備会社A

事業内容: 当社が営む事業の吸収分割による承継の準備等

商号 : 株式会社ベイカレント分割準備会社B

事業内容: 当社が営む事業の吸収分割による承継の準備等

(2) 企業結合日

2024年9月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、当社が100%出資する株式会社ベイカレント分割準備会社A及び株式会社ベイカレント分割準備会社Bを吸収分割承継会社とする会社分割（吸収分割）により、当社が営む事業を承継いたします。

(4) 分割会社に係る割り当ての内容

本吸収分割に際し、吸収分割承継会社である株式会社ベイカレント分割準備会社Aは普通株式19,000株、株式会社ベイカレント分割準備会社Bは普通株式19,000株発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付いたします。

(5) 承継会社が承継する権利義務

各承継会社は、効力発生日において、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を吸収分割契約書に定める範囲において当社から承継します。なお、当社から各承継会社に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法によります。

(6) 結合企業後の名称

① 吸収分割会社

商号 : 株式会社ベイカレント

(2024年9月1日付で株式会社ベイカレント・コンサルティングより商号を変更)

② 吸収分割承継会社及び対象となった事業

商号 : 株式会社ベイカレント・コンサルティング

(2024年9月1日付で株式会社ベイカレント分割準備会社Aより商号を変更)

事業内容: コンサルティング事業

商号：株式会社ベイカレント・テクノロジー
(2024年9月1日付で株式会社ベイカレント分割準備会社Bより商号を変更)
事業内容：ITサービス事業

(7) 持株会社体制への移行の目的

顧客企業に対して、コンサルティング支援に加えてDX/IT実装領域の支援まで含めて多面的に課題解決できるケイパビリティを備えることを目的とし、ITサービス事業を強化してまいります。そのために、ITサービス事業を経営組織上も明確にし、持株会社体制のもとで積極的に拡大してまいります。

また、将来的にはコンサルティングやITサービスに留まらない新たな事業への展開が可能な基盤を構築するため、グループ経営機能の強化を推進してまいります。

2. 実施した会計処理の概要

持株会社化は、共通支配下の企業又は事業が関わる企業結合（すべての結合企業又は結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的なものでない企業結合）に該当します。当社は共通支配下の取引について、帳簿価額に基づき会計処理しています。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益については、マネジメントの判断に基づく顧客の業種により分解しており、これらの分解した収益と売上収益との関連は、以下のとおりであります。なお、大多数の売上収益は、6ヶ月以内の一定の期間にわたり認識されるものであります。

	当連結会計年度 (百万円)
金融（銀行・証券・保険等）	33,870
情報通信・メディア・ハイテク	37,127
その他の	45,059
外部顧客への売上収益	116,056

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記（収益）」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌当連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高等の内訳は以下のとおりであります。

	当連結会計年度期首残高 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)
顧客との契約から生じた債権		
売掛金 (注) 1	8,881	9,766
契約資産 (注) 2	7,154	11,140
合計	16,035	20,906
契約負債 (注) 3	89	38

(注) 1. 概ね3ヶ月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 当連結会計年度において、過去の期間に充足(部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

3. 当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、89百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 620円82銭

(2) 基本的1株当たり当期利益 202円16銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年4月10日付で会社法第370条及び当社定款第26条により、会社法第459条第1項及び当社定款第40条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を以下のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、1株当たりの株主価値を高め、株主への利益還元を充実させるために、自己株式の取得を行います。

(2) 取得に係る事項の内容

- ① 取得する株式の種類 当社普通株式
- ② 取得する株式の総数 470,000株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.31%)
- ③ 株式の取得価額の総額 3,000百万円（上限）
- ④ 取得する期間 2025年5月1日～2025年5月23日
- ⑤ 取得方法 東京証券取引所における市場買付（証券会社による取引一任方式）

株主資本等変動計算書

(2024年 3 月 1 日から
2025年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計合	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金計合	利益準備金	その他利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金計合			
当 期 首 残 高	282	182	8,953	9,135	25	62,879	62,904	△5,834	66,487	66,487
当 期 変 動 額										
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△7,621	△7,621	－	△7,621	△7,621
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	13,329	13,329	－	13,329	13,329
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△3,600	△3,600	△3,600
自己株式の処分	－	－	195	195	－	－	－	860	1,055	1,055
当期変動額合計	－	－	195	195	－	5,708	5,708	△2,740	3,163	3,163
当 期 末 残 高	282	182	9,148	9,330	25	68,587	68,612	△8,574	69,650	69,650

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
----	-------

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

のれん	20年
-----	-----

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約について、以下の5ステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社における主なサービスの提供に関する収益認識の方針は以下のとおりであります。

・顧客に対する役務の提供（一定の期間）

役務の提供による収益は、顧客との契約に基づく期間にわたり役務を提供する義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたる役務の経過によって、充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に向けての進捗度を合理的に測定できない場合には、役務に係る原価のうち回収可能と認められる範囲内で収益を認識しております。当該履行義務は、契約に定められた期間において顧客に役務を提供することによって充足されるため、収益は、原則として契約期間に応じて期間均等額、又は当該契約等に定められた金額で計上しております。

なお、これらの支払は、契約に基づく期間における役務提供が完了した時点から概ね３ヶ月以内に支払を受けております。

・顧客に対する成果物の提供（一時点）

顧客に引き渡した成果物による収益は、成果物の支配が顧客に移転し、成果物を顧客が検収した時点で、顧客に成果物の法的所有権、物理的占有、成果物の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転することで、成果物に対する対価として支払を受ける権利を有するため、その時点で収益を認識しております。当該履行義務は、契約等に定められた金額に基づく成果物を顧客に提供するものであり、収益は、顧客が成果物を検収した時点で計上しております。

なお、これらの支払は、顧客が成果物を検収した日の属する月から概ね３ヶ月以内に支払を受けております。

・ソフトウェア開発契約によるソフトウェアの提供（一定の期間）

ソフトウェア開発契約から得られる収益は、ソフトウェアの完成までに要する原価及びソフトウェア開発契約の進捗度合を合理的に見積ることができ、かつ、契約に関連した経済的便益が当社に流入する可能性が高い場合には、進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度を合理的に測定できない場合には、ソフトウェア原価のうち回収可能と認められる範囲内でソフトウェア開発契約に係る収益を認識しております。当該履行義務は、契約等に定められた金額に基づくソフトウェアを顧客に提供するものであり、収益は、原則として進捗度に応じて計上しております。

なお、これらの支払は、顧客がソフトウェアを検収した日の属する月から概ね３ヶ月以内に支払を受けております。

・子会社に対する経営指導（一定の期間）

子会社への経営指導による収益は、子会社との契約に基づく期間にわたり役務を提供する義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたる役務の経過によって、充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりであります。

(関係会社株式の評価)

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

関係会社株式

23,001百万円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式は取得原価をもって帳簿価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を計上します。

実質価額が著しく低下したときの回収可能価額は、将来キャッシュ・フロー予測に含まれる売上高成長率等の仮定に基づいて算定します。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額

692百万円

- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権

16,577百万円

短期金銭債務

17,037百万円

- (3) 偶発債務

訴訟等

当社は、フューチャー株式会社及びフューチャーアーキテクト株式会社（以下、「原告ら」という。）から、当社及び当社元従業員（原告ら及び当社の元従業員であるため、以下、「当該元従業員A」という。）に対して、2017年8月3日付で不正競争防止法等に基づく損害賠償請求等を求める民事訴訟を提起されました。当社の法律顧問の見解を踏まえたうえで、現時点で当社に対する請求が認められることは考えておりません。したがって、当該訴訟による損害賠償等に関して支払が生じる可能性は低いため、当該引当金は計上していません。

なお、訴訟の内容及び請求金額は以下のとおりであります。

- ① 訴訟の内容：不正競争防止法等に基づく差止め等及び損害賠償請求
- ② 請求金額：合計 165百万円及び年5分の遅延損害金
 - i 当該元従業員Aと当社に対し、当該元従業員Aが営業機密を取得したこと等による損害として、当該元従業員Aと当社が連帯して、原告らそれぞれ55百万円及び年5分の遅延損害金。
 - ii 当社に対し、当社が当該元従業員Aを採用したことにより、新たな従業員の雇い入れ、教育費用発生等による損害として、原告らそれぞれ28百万円及び年5分の遅延損害金。

(4) 財務制限条項

当事業年度末における長期借入金263百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円については、借入先との金銭消費貸借契約において、財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを確約しております。なお、当事業年度における以下の財務指標値は満たしております。

- ① 各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75%、又は2017年2月期比75%のいずれか高い金額以上に維持すること。
- ② 各事業年度における経常利益を2期連続で損失としないこと。

(5) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく当座貸越契約及び借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約の限度額	2,500百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	2,500百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	10,801百万円
営業費用	777百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	3,353,089株
------	------------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	331百万円
-------	--------

賞与引当金に係る未払社会保険料	20百万円
-----------------	-------

未払地代家賃	143百万円
--------	--------

会社分割による子会社株式	817百万円
--------------	--------

資産除去債務	351百万円
--------	--------

株式報酬費用	366百万円
--------	--------

その他	41百万円
-----	-------

繰延税金資産計	2,069百万円
---------	----------

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△321百万円
-----------------	---------

繰延税金負債計	△321百万円
---------	---------

繰延税金資産の純額	1,748百万円
-----------	----------

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取 引 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
役 員	阿 部 義 之	被所有 直接 0.5 (注) 2	当社代表取締役	譲渡制限付株式 の 付 与 (注) 1	143 (注) 1	－	－
役 員	池 平 謙太郎	被所有 直接 0.7 (注) 2	当社代表取締役	譲渡制限付株式 の 付 与 (注) 1	143 (注) 1	－	－
役 員	中 村 公 亮	被所有 直接 0.6 (注) 2	当 社 取 締 役	譲渡制限付株式 の 付 与 (注) 1	140 (注) 1	－	－

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、2023年5月26日開催の第9回定時株主総会において、これまでの当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の総額と同様に、譲渡制限付株式報酬制度における当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の総額について決議しております。

具体的な支給時期及び配分については、取締役会の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、2024年6月19日開催の取締役会において決定しております。

2. 議決権等の所有（被所有）割合は、当事業年度末現在のものを記載しております。

子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子 会 社	株式会社バイカレント・コンサルティング	所有 直接 100.0 (注) 2	経営指導	経営指導料 (注) 1	8,790	売掛金	11,634
			業務受託	業務受託料 (注) 1	1,786		
			資金貸借関係	資金の貸付 (注) 1	7,800	関係会社短期貸付金	7,800
			出資の引受	増資の引受	23,225		
子 会 社	株式会社バイカレント・テクノロジー	所有 直接 100.0 (注) 2	経営指導	経営指導料 (注) 1	223	売掛金	247
			業務受託	業務受託料 (注) 1	2		
			資金貸借関係	資金の貸付 (注) 1	500	関係会社短期貸付金	500
			出資の引受	増資の引受	572		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営指導料及び業務受託料については、各子会社の売上高及び会社の規模等を総合的に勘案して決定しております。

資金の貸付及び借入の利率については、市場金利を勘案して決定しております。

取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 議決権等の所有（被所有）割合は、当事業年度末現在のものを記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 458円05銭

(2) 1株当たりの当期純利益 87円61銭

10. 企業結合等に関する注記

連結注記表「6. 企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。